高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| ○高知県クリーニング業法施行細則平成７年１月27日規則第２号　改正　　平成８年12月24日規則第119号　　平成10年３月31日規則第34号　　平成12年３月28日規則第70号　　平成12年９月29日規則第193号　　平成13年３月27日規則第23号　　平成15年４月１日規則第44号　　平成17年３月11日規則第29号　　平成17年３月25日規則第38号　　平成18年２月24日規則第12号　　平成20年10月21日規則第88号　　平成23年７月15日規則第46号　　平成30年９月25日規則第65号　　令和２年３月31日規則第24号令和３年６月11日規則第41号　クリーニング業法施行細則をここに公布する。高知県クリーニング業法施行細則（趣旨）第１条　この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県クリーニング業法施行条例（平成12年高知県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）及びクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第１号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。（書類の提出）第２条　法又は省令の規定により提出する書類のうち、クリーニング師試験及びクリーニング師の免許に関するものは住所地又はクリーニング所の所在地を所管する保健所長（当該住所地又は所在地が高知市である場合にあっては、高知市長）を経由して知事に、その他のものは営業所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。ただし、住所地が県外である者のクリーニング師試験及びクリーニング師の免許に関する書類は、知事に提出するものとする。（クリーニング所検査確認証の再交付）第３条　クリーニング所の営業者は、条例第３条第１項の規定により交付されたクリーニング所検査確認証（以下「クリーニング所検査確認証」という。）を破り、汚し、又は失ったときは、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事から法第５条の２の規定による確認の権限を委任された当該クリーニング所の所在地を管轄する保健所長にクリーニング所検査確認証の再交付を申請することができる。この場合において、その理由がクリーニング所検査確認証を破り、又は汚したものであるときは、これを添付しなければならない。２　前項の場合において、クリーニング所検査確認証の再交付を受けた後、失ったクリーニング所検査確認証を発見したときは、速やかにこれを当該クリーニング所検査確認証を交付した保健所長に返納しなければならない。（指定洗濯物の消毒方法）第４条　条例第２条第２項第５号の規則で定める消毒方法は、別表に定めるとおりとする。第５条～第７条　略（様式）第８条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。(１)　省令第１条の３第１項に規定するクリーニング所の開設の届出書　別記第１号様式(２)　省令第１条の３第２項に規定する無店舗取次店の営業の届出書　別記第２号様式(３)　クリーニング所検査確認証　別記第３号様式(４)　第３条第１項の規定に基づくクリーニング所検査確認証の再交付の申請書　別記第４号様式(５)　省令第１条の３第３項の規定による届出事項の変更の届出書　別記第５号様式(６)　省令第１条の３第３項の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の廃止の届出書　別記第６号様式(７)　省令第２条の２第１項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出書　別記第７号様式(８)　省令第２条の３第１項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出書　別記第８号様式(９)　省令第２条の４第１項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出書　別記第９号様式(10)　省令第３条の受験願書　別記第10号様式(11)　法第８条第１項及び省令第７条に規定するクリーニング師の原簿　別記第11号様式(12)　省令第４条に規定するクリーニング師の免許の申請書　別記第12号様式(13)　省令第６条第１項の規定によるクリーニング師の免許証の再交付の申請書　別記第13号様式(14)　省令第８条の規定によるクリーニング師の免許証の訂正の申請書　別記第14号様式(15)　省令第10条の規定に基づくクリーニング師の免許証の返納の届出書　別記第15号様式附　則この規則は、平成７年４月１日から施行する。附　則（平成８年12月24日規則第119号抄）（施行期日）１　この規則は、平成８年12月26日から施行する。（後略）附　則（平成10年３月31日規則第34号）この規則は、平成10年４月１日から施行する。附　則（平成12年３月28日規則第70号）（施行期日）１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前のクリーニング業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成12年９月29日規則第193号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成13年３月27日規則第23号）（施行期日）１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成15年４月１日規則第44号抄）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成17年３月11日規則第29号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）（施行期日）１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）（施行期日）１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。（経過措置）９　第12条の規定による改正後の高知県クリーニング業法施行細則別記第１号様式、別記第２号様式及び別記第４号様式から別記第９号様式までは、同条の規定による改正前の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成20年10月21日規則第88号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成23年７月15日規則第46号）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記様式（別記第10号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成30年９月25日規則第65号）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記第12号様式は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（令和２年３月31日規則第24号）この規則は、令和２年４月１日から施行する。附　則（令和３年６月11日規則第41号）１　この規則は公布の日から施行する。（経過措置）６　第５条の規定による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。別表（第４条関係）　略 | ○高知県クリーニング業法施行細則平成７年１月27日規則第２号　改正　　平成８年12月24日規則第119号　　平成10年３月31日規則第34号　　平成12年３月28日規則第70号　　平成12年９月29日規則第193号　　平成13年３月27日規則第23号　　平成15年４月１日規則第44号　　平成17年３月11日規則第29号　　平成17年３月25日規則第38号　　平成18年２月24日規則第12号　　平成20年10月21日規則第88号　　平成23年７月15日規則第46号　　平成30年９月25日規則第65号　　令和２年３月31日規則第24号　クリーニング業法施行細則をここに公布する。高知県クリーニング業法施行細則（趣旨）第１条　この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）及び高知県クリーニング業法施行条例（平成12年高知県条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。（書類の提出）第２条　法及びクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。第８条において「省令」という。）の規定により提出する書類のうち、クリーニング師試験及びクリーニング師の免許に関するものは住所地又はクリーニング所の所在地を所管する保健所長（当該住所地又は所在地が高知市である場合にあっては、高知市長）を経由して知事に、その他のものは営業所の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。ただし、住所地が県外である者のクリーニング師試験及びクリーニング師の免許に関する書類は、知事に提出するものとする。（確認証の再交付）第３条　クリーニング所の営業者は、条例第３条第１項の規定により交付されたクリーニング所検査確認証（以下「クリーニング所検査確認証」という。）を破り、汚し、又は失ったときは、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事から法第５条の２の規定による確認の権限を委任された当該クリーニング所の所在地を所管する保健所長にクリーニング所検査確認証の再交付を申請することができる。この場合において、その理由がクリーニング所検査確認証を破り、又は汚したものであるときは、これを添付しなければならない。２　前項の場合において、クリーニング所検査確認証の再交付を受けた後、失ったクリーニング所検査確認証を発見したときは、速やかにこれを当該クリーニング所検査確認証を交付した保健所長に返納しなければならない。（指定洗濯物の消毒方法）第４条　条例第２条第２項第５号の規則で定める消毒方法は、別表のとおりとする。第５条～第７条　略（様式）第８条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。(１)　省令第１条の３第１項の規定によるクリーニング所の開設の届出書　別記第１号様式(２)　省令第１条の３第２項の規定による無店舗取次店の営業の届出書　別記第２号様式(３)　クリーニング所検査確認証　別記第３号様式(４)　第３条第１項の規定に基づくクリーニング所検査確認証の再交付の申請書　別記第４号様式(５)　省令第１条の３第３項の規定による届出事項の変更の届出書　別記第５号様式(６)　省令第１条の３第３項の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の廃止の届出書　別記第６号様式(７)　省令第２条の２第１項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出書　別記第７号様式(８)　省令第２条の３第１項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出書　別記第８号様式(９)　省令第２条の４第１項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出書　別記第９号様式(10)　省令第３条に規定する受験願書　別記第10号様式(11)　法第８条第１項に規定するクリーニング師の原簿　別記第11号様式(12)　省令第４条に規定するクリーニング師の免許の申請書　別記第12号様式(13)　省令第６条第１項の規定によるクリーニング師の免許証の再交付の申請書　別記第13号様式(14)　省令第８条の規定によるクリーニング師の免許証の訂正の申請書　別記第14号様式(15)　省令第10条の規定に基づくクリーニング師の免許証の返納の届出書　別記第15号様式附　則この規則は、平成７年４月１日から施行する。附　則（平成８年12月24日規則第119号抄）（施行期日）１　この規則は、平成８年12月26日から施行する。（後略）附　則（平成10年３月31日規則第34号）この規則は、平成10年４月１日から施行する。附　則（平成12年３月28日規則第70号）（施行期日）１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前のクリーニング業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成12年９月29日規則第193号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成13年３月27日規則第23号）（施行期日）１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成15年４月１日規則第44号抄）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成17年３月11日規則第29号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）（施行期日）１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）（施行期日）１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。（経過措置）９　第12条の規定による改正後の高知県クリーニング業法施行細則別記第１号様式、別記第２号様式及び別記第４号様式から別記第９号様式までは、同条の規定による改正前の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成20年10月21日規則第88号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成23年７月15日規則第46号）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記様式（別記第10号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成30年９月25日規則第65号）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記第12号様式は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（令和２年３月31日規則第24号）この規則は、令和２年４月１日から施行する。別表（第４条関係）　略 |